

# 長野県農業振興条例(仮称)調査会案

## 1 目的

この条例は、農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県、農業者及び事業者等の責務等を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって農業及び農村に対する県民の理解を深めるとともに、環境と調和した本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的とする。

## 2 基本理念

(安全で良質な食料の安定的供給の確保)

- (1) 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、安全で安心できる良質な食料が安定的に供給されなければならない。
- ② 食料の供給は、農業経営の安定化を図りつつ、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する県民の需要に即して行われなければならない。

(多面的機能の発揮)

- (2) 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能(以下「多面的機能」という。)については、県民生活及び県民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業の持続的な発展)

- (3) 農業については、その有する食料その他の農畜産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、県内各地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

(農村の振興)

- (4) 農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

### 3 県の責務

- (1) 県は、2に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、農業及び農村の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- (2) 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、農業者、農業関係団体、市町村及び消費者等と協働するよう努めなければならない。

### 4 市町村の役割

市町村は、県、農業者、農業関係団体等と協力しながら、農業及び農村の振興を積極的に図るよう努めるものとする。

## 5 農業者等の役割

- (1) 農業者及び農業関係団体は、自らが安全で良質な食料の安定的な供給及び農村における地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に自ら主体的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 農業生産活動にあたっては、自然と共生する農業を目指し、環境保全型農業の実践に努めるものとする。

## 6 事業者の役割

食品産業等の事業者は、基本理念を踏まえ、消費者に安全で安心できる良質な食料の安定的な供給に努めるとともに、県産農畜産物の利用の推進に努めるものとする。

## 7 消費者等の役割

消費者及び消費者団体は、基本理念に掲げる農業及び農村の役割に対する理解を深め、健康で安心できる食生活の重要性を認識するとともに、県産農畜産物の利用を推進すること等により、食育や食文化の発展に積極的な役割を果たすものとする。

## 8 計画の策定

- (1) 知事は、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業・農村振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。
  - (2) 知事は、振興計画を定めようとするときは、農業者、消費者及び事業者等県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県農業・農村振興審議会の意見を聴かなくてはならない。
- ② 前項の規定は、振興計画の変更について準用する。

## 9 財政上の措置

県は、農業及び農村の振興を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 10 施策の実施状況の公表

知事は、毎年、県が講じた農業及び農村の振興に関する施策の実施状況について、県議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

## 11 県の基本的施策

### (農業の総合的な振興)

- (1) 県は、農業の健全な発展を図るため、地域の特性に応じた農業の総合的な振興に必要な措置を講ずるものとする。

### (農業経営の安定等)

- (2) 県は、農業経営の安定及び多様な発展を図るため、農業金融制度の充実、生産の組織化、情報技術の利用促進その他必要な措置を講ずるものとする。

### (安全で安心な農畜産物の生産及び供給等)

- (3) 県は、安全で安心することができる良質な農畜産物の生産及び供給を促進するため、農薬、肥料等生産資材の適切な使用及び記帳の促進その他必要な措置を講ずるとともに、農畜産物の流通及び加工の過程における衛生管理及び品質管理の高度化その他の農畜産物を活用した商品の流通及び加工の体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

### (環境と調和した農業の推進)

- (4) 県は、環境と調和し持続的に発展する農業の推進を図るため、自然循環型の農業生産を推進するなど、農地の保全及び土、水、生物等の自然が有する循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした農業の促進)

- (5) 県は、立地条件、多様な気象条件等の地域の特性を生かした農業を促進するため、生産構造の変革の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農村及び中山間地域等の総合的な振興)

- (6) 県は、農村及び中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、農業生産基盤と生活環境の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(生産基盤の整備等)

- (7) 県は、安定生産の維持及び地域資源の保全のため、生産基盤の整備、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、遊休農地の活用、有害鳥獣対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業技術の向上)

- (8) 県は、農業技術の向上を図るため、試験研究体制を整備し、独自品種の研究開発、環境の保全及び農業生産性の向上に対応した農業技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業の担い手の確保等)

- (9) 県は、意欲ある農業の多様な担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図るため、農業に関する教育及び研修の実施、就農支援、農業経営の法人化及び集落営農等多様な農業経営形態の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

(農畜産物の販路の拡大等)

- (10) 県は、農畜産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、産地銘柄の確立、食品製造業等の農業に関連する産業との連携強化の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業関係団体との連携強化)

- (11) 県は、持続的に発展する農業の実現を図るため、農地の利用集積、意欲ある農業の担い手の育成及び確保、農畜産物の生産集荷、販売戦略の展開等に関し、農業団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(消費者との連携強化)

- (12) 県は、県民が県産農畜産物への理解を深めるとともに、地産地消を推進するため、消費者及び消費者団体との連携を強化し、その活動に必要な支援措置を講ずるものとする。

(都市と農村との交流の促進)

- (13) 県は、活力ある農村の自律を図るため、農業者等の主体的な活動の支援、都市と農村との交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(多面的機能に関する県民理解の促進)

- (14) 県は、農業及び農村の有する多面的機能に関する県民の理解を促進するため、農業及び農村に関する情報の提供、学習の機会の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(食育の推進)

- (15) 県は、健全な食生活の推進を図るため、学校、地域社会及び家庭等において、望ましい食習慣、食の安全、地域の食文化等に係る情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(地産地消の推進)

- (16) 県は地産地消を推進し、県民が安全で安心することができる良質な県産農畜産物をいつでも安定的に購入できるよう、県産農畜産物の生産及び流通体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

## 11 審議会の設置

### (設置)

- (1) 農業及び農村の振興に関する重要事項を調査審議するため、長野県農業・農村振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

### (任務)

- (2) 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。
  - ア 振興計画の策定に関する事項
  - イ 県が実施する農業及び農村の振興に関する施策に関する事項
  - ウ その他農業及び農村の振興に関する重要事項

### (組織)

- (3) 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから、公平かつ公正に知事が任命する。

  - ア 農業者の代表
  - イ 農業協同組合、農業委員会、その他農業関係団体の代表者
  - ウ 市町村の代表者
  - エ 県議会議員
  - オ 消費者の代表者
  - カ 食品産業、流通産業等の事業者の代表者
  - キ 食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者

(任期)

- (4) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- (5) 審議会に会長を置き、委員が互選する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

- (6) 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

会議は、原則として公開とする。

(部会)

- (7) 審議会は、地方事務所の管轄区域ごとに部会を置くことができる。